

議第106号

京都市と畜場条例及び京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正  
する条例の制定について

京都市と畜場条例及び京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市と畜場条例及び京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正  
する条例

(京都市と畜場条例の一部改正)

第1条 京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市南区吉祥院石原東之口2番地」を「京都市南区吉祥院  
石原東之口町2番地」に改める。

(京都市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市中央卸売市場第二市場の項中「京都市南区吉祥院石原東  
之口2番地」を「京都市南区吉祥院石原東之口町2番地」に、「18,970」  
を「22,774」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事  
業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から  
施行する。

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い、規定を整備する必要が  
あるので提案する。